

富山市橋梁マネジメント修繕計画改定業務委託仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書（以下「仕様書」という。）は、富山市が発注する「富山市橋梁マネジメント修繕計画改定業務委託」に適用する。

(業務目的)

第2条 人口減少や超高齢化など、社会情勢が大きく変化する中、橋梁等の社会インフラの老朽化の進展とその対応が、将来にわたり、市民に安全・安心で質の高い社会資本を提供し続けていく上で大きな課題となっている。

こうしたなか、本市では目指すべき持続可能な橋梁マネジメントの実現に向けた基本方針に基づき、「富山市橋梁マネジメント修繕計画（令和2年8月改定）（以下、現計画と言う。）」を策定し、橋梁の社会的な重要度や技術的難易度等を踏まえた選択と集中によるメリハリのある対応を推進しているところである。

本業務は、現計画や国等のインフラ長寿命化の取組等を踏まえ、本市が管理する市道橋について、限られた資源の中で適正なマネジメントを持続的かつ着実に推進していくため、個別施設の現在の状況や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期等を盛り込んだ橋梁マネジメント修繕計画（以下、修繕計画と言う。）を改定・策定することを目的とする。

(業務概要)

第3条 持続可能な橋梁マネジメントの実現に向け、現計画について、その実施状況の評価・課題把握を行うとともに、令和3年度までに実施した定期点検による調査結果や調査成果等を踏まえ、社会的及び技術的性質を踏まえた評価を行い、適切な修繕・更新時期等を検討するなど、現計画を改定し、修繕計画を策定するものである。改定にあたっては、橋梁マネジメントの持続可能性を念頭に総合的な視点で検討するとともに、新技術等の活用や集約化・撤去の方針や短期的な数値目標及びその費用縮減効果のほか、神通大橋（上流側）の措置に係る概算事業費等を算出し、修繕計画に盛り込むものとする。

(履行期間)

第4条 本業務委託の履行期間は、契約締結の日から令和5年3月24日とする。

第2章 業務内容

(業務内容)

第5条 本業務委託内容は次のとおりとする。

① 業務計画等

本業務の実施にあたり、業務の目的や趣旨、並びに本市の総合計画や公共施設等総合管理計画、都市マスタープラン、現計画等で示されているまちづくりの理念や目標、方針等を十分理解したうえで、仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

本業務の対象施設数は2, 303橋（令和4年4月1日時点）とする。ただし、履行期間中に新たな市道認定や橋梁関連工事等に伴い施設数が変化した場合は、適宜対応するものとする。

発注者は、本業務の履行に必要な対象施設の台帳や定期点検結果等、発注者が所有する過年度調査成果や各種資料を提供するものとする。

② 現況分析・課題整理

令和3年度までに実施した定期点検や委託成果、修繕等を整理、分析し、現計画における課題を把握する。

- 1) 人口や予算等、国等の動向、社会経済情勢の変化の整理
- 2) 対象施設毎の定期点検結果（損傷の判定区分、健全性）、修繕・更新工事の実施状況等の整理及び評価（体制、技術、予算、修繕等の実績と現計画との乖離状況を把握・評価）
- 3) 既存資料に基づく対象施設毎の諸元や埋設物、交通量等の整理及びGISデータの更新
- 4) 現計画における課題の把握と原因の分析、改定の要点整理

③ 修繕計画の改定

②での検討を踏まえ、次の事項について検討等を行い、施設毎の適正な維持管理・更新を持続的かつ着実に推進していくため、現計画を改定し、修繕計画を策定する。

1) マネジメント方針の検討

対象施設の持続可能なマネジメントの実現に向けた方針を検討するものとする。方針検討にあたっては、選択と集中によるメリハリある対応を基本とし、使用制限や廃止をも含め広く検討を行うものとする。

2) 社会的及び技術的性質による評価

対象施設の役割や、緊急通行確保路線やバス路線等の指定状況等の社会的性質に関連する項目について現時点の状況を調査、整理するとともに、点検・修繕結果等を踏まえた技術的性質を整理する。

3) 管理区分及び対策の優先度の検討

2)での検討を踏まえ、管理区分を設定するとともに、措置の優先度及び対策を検討する。措置の優先度は、対象施設の分類毎の箇所別に設定するものとし、対策内容については過年度成果を踏まえ、その妥当性の検証を含め検討を行うものとする。

4) 新技術等の活用等の方針及び短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果の検討

維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を図り、持続可能な橋梁メンテナンスの実現のため、新技術の活用や橋梁の集約化・撤去の方針を検討し、その短期的な数値目標及びコスト縮減効果について整理する。

5) 神通大橋（上流側）の措置に係る概算事業費等の算出

神通大橋（上流側）の更新に向けた概算工事費等の算出を行うものとする。概算事業費の算出にあたっては、既存資料の収集、現地踏査等により、措置に向けた情報を整理するとともに、課題の把握と解決策等の検討を行う。また、河川管理者や道路管理者等との協議資料を作成し、その協議結果や神通大橋（下流側）の措置方針を踏まえ、条件や基本事項を確認し、ルートや道路幅員、上部工・下部工・基礎工の比較検討に基づき、必要な計算や図面作成を行い、施工性、経済性、維持管理など総合的な観点から検討を行うものとする。

6) 必要投資額の検証

3)、4)、5) の検討結果を踏まえ、設計や修繕・更新のほか、点検や日常維持を含めた必要投資額（ライフサイクルコスト）を把握し、本市における対象施設のマネジメントの持続可能性を検証する。

7) 修繕計画の策定

1)、2)、3)、4)、5)、6) の検討結果を踏まえ、対象施設の持続可能なマネジメントにおける中長期の修繕計画を策定する。なお、「長期計画（概ね 50 年）」のほか、適切な維持管理・更新を確実に推進するため、長期計画と比較して措置の内容やコスト等の精度を高めた「中期計画（概ね 10 年）」策定することとする。

計画検討にあたっては、社会インフラの老朽化が進行し、大規模な施設の更新や修繕の実施が必要になると考えられることから、偏った集中的な投資により、その他の施設の維持管理に影響を及ぼさない計画とすることが求められる。

8) 公表資料等の作成

学識経験者等の専門的な知識を有するものへの意見聴取に必要な協議資料及び市ホームページに掲載する修繕計画(公表版)の作成を行う。

(業務計画等)

第 6 条 請負者は、契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した業務計画書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

- ① 計画業務工程
- ② 業務実施体制（管理技術者、照査技術者及び担当技術者）
- ③ その他必要な事項

(作業責任者の届出)

第 7 条 本調査を行うにあたり請負者は、作業を統括する責任者を選任し、経歴書とともに監督員に届出、承認を受けること。

(協議打合せ)

第 8 条 受託者は、本業務の実施計画について発注者と十分な協議打合せを行いながら業務を遂行するものとする。

- ・着手時－ 1 回
- ・中間打合せ及び中間報告－ 7 回
- ・成果納品時－ 1 回
- ・その他、必要に応じ行うものとする。

第 3 章 成果品

(成果品の審査)

第 9 条 請負者は、業務完了時に発注者による成果物の審査を受けなければならない。

- 2 成果物の審査において、訂正を指示された箇所は速やかに訂正しなければならない。

(成果品の提出期限)

第10条 審査を行うための成果物の提出期限は履行期間内とする。成果物の審査に合格後、本仕様書に記載された図書一式を納品し、発注者の検査をもって業務の完了とする。ただし、業務途中においても発注者は成果物の一部について提出を求めることができるものとする。

(成果品の帰属)

第11条 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承認を得ないで他に公表・貸与してはならない。

(成果品の不適合)

第12条 発注者は、受注者から成果品の引渡しを受けた後、その種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合には、受注者に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(成果品)

第13条 提出する成果品は下記の通りとする。また、下記に記載のない項目については、調査職員と協議の上、決定するものとする。

1. 報告書等

- ・ 報告書 . . . 2部
- ・ 報告書 (概要版) . . . 10部
- ・ 橋梁マネジメント修繕計画 (くすみ製本) . . . 30部
- ・ 橋梁マネジメント修繕計画 (公表版) . . . 30部

2. 電子データ

- ・ 報告書等1式 (CD-R等) . . . 1枚
- ・ その他関連データ1式 (CD-R等) . . . 1枚

第4章 その他

(参考資料の貸与)

第14条 受託者は、発注者から委託業務を行うために必要な情報が記録された資料等 (複製したものを含む。以下「貸与資料等」という。) の提供を受ける場合は、発注者に対し情報資産外部持出し申請書を提出する。

2 受託者は、前項の貸与資料等を発注者が指定する場所以外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りではない。

3 受託者は、業務を行う上で不要となったとき及びこの契約の終了後又は解除後もしくは発注者から要求があったときにおいて、貸与資料等を速やかに発注者に返却又は破棄もしくは消去し、その結果を書面により発注者に報告する。

4 前各項の規定は、他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせた場合に準用する。

(疑義)

第15条 受託者は業務を遂行する過程において疑義を生じた場合は、すみやかに発注者と協議

し、円滑に業務の遂行を図らなければならない。

(機密の保持)

第16条 受託者は、富山市情報セキュリティポリシーを遵守し、貸与資料等及び業務の遂行上知り得た秘密（業務を実施する上で発注者を通じて知り得た第三者の秘密を含む。）を他人に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。

2 受託者は、他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該業務を受託するものに対し、前項に規定する事項の遵守を義務付けなければならない。

3 前各項の規定に違反し、発注者に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

4 発注者は必要に応じ、受託者の事業所及びこの契約の履行場所において、秘密の保持に関する検査を行うことができる。

5 前各項の規定は、この契約の履行を完了した後もその効力を有する。

6 情報セキュリティについては、別添の情報セキュリティ特記仕様書によるものとする。

(部分引渡し)

第17条 発注者は、履行期間中に本業務の一部である橋梁マネジメント修繕計画（公表版）及び関連資料の部分引渡しを求めることができるものとする。

(照査技術者による照査報告)

第18条 照査技術者は、「富山市建設部設計業務等照査要領」に示されている工種の中から橋梁詳細設計等の適切な工種の照査要領に基づき照査を行うこととし、業務の節目及び業務が完了した時には発注者に報告するものとする。

なお、本要領によりがたい場合には、受注者は別途照査内容を定め、発注者の承諾を得るものとする。

(成績評定の試行)

第19条 発注者は、「富山市建設部設計業務等成績評定要領」に基づき成績評定（試行）を行うこととし、その結果を受注者に通知するものとする。

情報セキュリティ特記仕様書

(法令遵守等)

第1条 受注者は、本業務の遂行において使用する情報資産（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ基本方針2（9）による）を保護するため、情報セキュリティの重要性を認識し、富山市情報セキュリティポリシー、富山市個人情報保護条例（平成17年条例第31号）のほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

(安全管理体制)

第2条 受注者は、情報資産の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、重要情報（富山市情報セキュリティポリシー情報セキュリティ対策基準3（1）による）を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、重要情報を取り扱う者（以下「作業従事者」という。）に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第4条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第5条 受注者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本業務に関わる作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第6条 受注者は、個人情報の取り扱いにおいて、本契約の約款第3条により再委託等を行う場合には、富山市個人情報保護条例第9条により、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等)

第7条 受注者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(情報の管理)

第8条 受注者は、次の各号の定めるところにより、本業務における情報の管理を行わなければならない。

(1) 重要情報は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に保管すること。

(2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報資産を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 電磁的記録による重要情報を作業場所から持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 情報資産が複製された場合には、複製元と同等の管理を行うこと。

(5) 情報資産の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性を維持すること。

(6) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、重要情報を扱う作業を行わせないこと。

(7) 重要情報を利用する作業を行うパソコンに、情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者は、本業務において利用する情報資産について、本業務以外の目的で利用してはならない。また、第三者へ提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第10条 受注者は、本業務の終了時に、本業務において利用した個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 受注者は、本業務において利用した電磁的記録による個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第11条 受注者は、発注者から、情報資産の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、情報資産の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第12条 発注者は、本業務に係る情報資産の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(情報セキュリティインシデント)

第13条 受注者は、本業務に関し情報セキュリティインシデントが発生した場合は、速やかに発注者に対して報告し、指示に従わなければならない。

2 受注者は、情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、富山市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

貸与予定資料一覧

1. 富山市橋梁マネジメント修繕計画（令和2年8月）抜粋版 PDF形式
 2. 富山市橋梁マネジメント修繕計画（令和2年8月）（公表版） PDF形式
 3. 管理橋梁一覧表（橋梁コード、橋梁名、点検年、健全性、橋長、幅員、上部工形式、上部工材料、座標等） Excel形式
 4. 神通大橋（上流側）、神通大橋（下流側）（令和2年9月）点検結果
 5. 神通大橋（上流側）、神通大橋（下流側）（平成26年1月）測量成果 SFC形式
 6. 神通大橋（上流側）、神通大橋（下流側）（平成25年8月）土質調査成果 PDF形式
 7. 神通大橋（上流側）、神通大橋（下流側）占用物一覧 PDF形式
 8. 国土交通省水門水質データベース PDF形式
 9. 神通川水系河川整備計画（平成29年12月） PDF形式
- その他、提案に必要かつ提供可能な資料 一式

【橋梁諸元】

参考

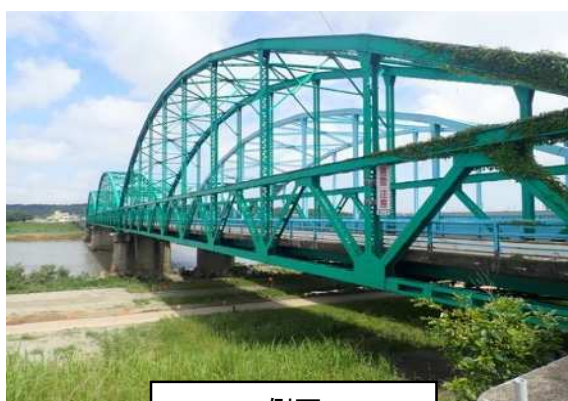
橋梁名	神通大橋（上流側）		
路線名	市道神通町安養坊線		
所在地	富山市 神通町三丁目 地内		
橋梁種別	河川橋		
上部構造形式	鋼ランガー+PCT桁橋		
床版形式	RC床版+PC床版		
下部工形式	橋台	2基	重力式橋台
	橋脚	9基	RC柱橋脚（1柱角・面取）
	基礎	11基	基礎型式不明
橋長	425.8m		
径間長	最大70.0m		
幅員	6.8m（地覆0.4m+車道6.0m+地覆0.4m）		
径間数	10径間		
架設年	1956年（昭和31年）		
設計荷重	13 t		
交差条件	神通川（河川管理者：国）		
適用基準	S14道示		
最新点検年	令和2年度（健全度：Ⅲ）		
その他	第三次緊急輸送道路及びバス路線		



全景（上流側より）



1径間正面起点



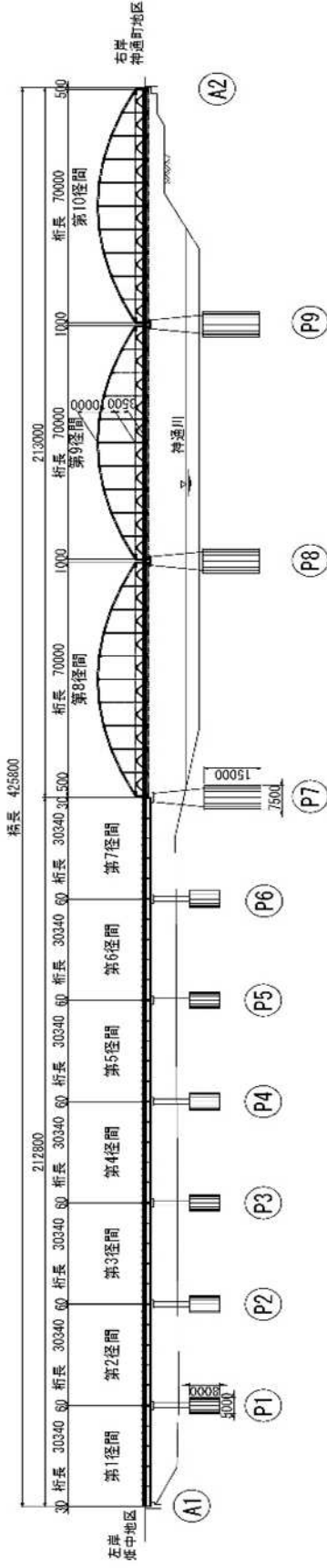
側面



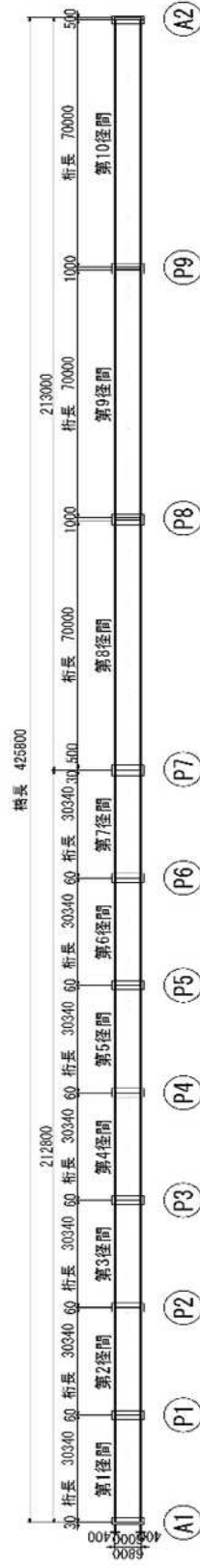
7径間正面起点

神通大橋一般図

側面図



平面図



標準断面図

